

平成30年度

上田市助産師就業資金 募集要項

1 応募資格

昭和34年4月2日以降に生まれた方で、平成30年4月現在、6ヶ月以上助産師業務に従事していない助産師で、将来、上田市立産婦人科病院に常勤の助産師として従事する意思のある方です。住所地は問いません。

2 貸与金額

20万円

3 貸与期間

貸与を決定した日から上田市立産婦人科病院の助産師として従事した日の前日までただし、2年を限度とします。

4 募集人数

若干名

5 募集期間

随時

6 応募方法

就業資金の貸与を希望する方は、募集期間内に必要書類を提出してください。

(1) 提出書類

ア 就業資金貸与申請書（様式第2号）

イ 助産師免許証の写し

ウ 履歴書

エ 研修実施計画書（任意様式）

オ 連帯保証人の印鑑証明書及び身分証明書（市町村役場で発行されたもの）

(2) 連帯保証人

申請には、独立して生計を営む成人2人を連帯保証人として立てる必要があります。

(3) 書類の提出方法

上田市健康こども未来部健康推進課に郵送するか持参してください。

郵送の場合は、簡易書留又は特定記録で郵送し、封筒に「上田市助産師就業資金貸与申請書在中」と明記してください。募集期間の消印があるものを受け付けます。

持参する場合は、土日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までにお願います。

7 選考の方法及び決定通知

提出された書類を審査したうえで面接を行い、貸与の可否を決定し、その結果については、本人に通知します。

なお、貸与が決定された方についても、上田市立産婦人科病院に従事しようとする際には職員採用試験を改めて受験していただく必要があります。

8 貸与契約の締結

貸与が決定された方は、市長と貸与契約を締結していただきます。

9 貸与の方法

就業資金は、貸与契約締結後30日以内に一括貸与します。

10 返還免除

就業資金の貸与を受けた方が、次のいずれかに該当することとなった場合は、返還が免除になります。

(1) 全額が免除になる場合

ア 貸与が決定されてから2年以内に上田市立産婦人科病院に赴任し、その後1年間従事したとき。

イ 免除を受けるために上田市立産婦人科病院に従事した期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務上に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったとき。

(2) 全額又は一部が免除になる場合

死亡又は心身の故障その他やむを得ない事情により返還することができなくなったとき。

11 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、貸与契約を解除します。

ア 上田市立産婦人科病院の助産師として従事しないことを申し出たとき。

イ 死亡したとき。

ウ その他就業資金の貸与を受けることが不相当と認められるとき。

12 借用証書の提出

就業資金の貸与を受けてから10日以内に就業資金に対する借用証書（様式第6号）を提出していただきます。

13 返還

(1) 返還事由

次のいずれかに該当することとなった場合は、原則として、その事由が生じた日から30日以内に、一括返還していただきます。

ア 契約が解除されたとき。

イ 貸与が決定されてから2年以内に上田市立産婦人科病院に従事せず、返還免除を

受けないことが確定したとき。

ウ その他就業資金の貸与の目的を達成する見込がなくなると認められるとき。

(2) 利息

就業資金は無利息です。

(3) 返還猶予

上田市立産婦人科病院に従事している場合や、災害、疾病その他やむを得ない事情があると認められるときは、実態に応じ、返還を猶予します。

(4) 延滞利息

正当な理由がなく返還すべき日までに返還しなかったときは、延滞した日数に応じ、返還すべき額に年14.6%の割合で計算した延滞利息を徴収します。

14 申請書等の提出

(1) 返還の猶予、免除の申請

返還の猶予又は免除を受けようとする場合は、その事由が生じた日から30日以内にそれぞれ次の申請書を提出してください。

ア 返還猶予申請書（様式第7号）

イ 返還免除申請書（様式第8号）

(2) その他の事由の届出

次のいずれかに該当した場合は、その事由が生じた日から30日以内に変更事項等届出書（様式第9号）を提出してください。

ア 本人又は連帯保証人の住所、氏名に変更があったとき。

イ 契約を解除すべき事由が生じたとき。

ウ 返還猶予期間中に猶予されている事由が消滅したとき。

エ 連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。

オ その他就業資金の貸与に関して重要な事項に異動があったとき。

15 その他

詳細については、「上田市助産師確保修学資金等貸与条例」及び「上田市助産師確保修学資金等貸与条例施行規則」によります。

申請書等は、上田市ホームページからダウンロードできます。

URL <http://www.city.ueda.nagano.jp/kenko/shinse/kenko/kenko/06.html>

お問い合わせ、応募先

上田市健康こども未来部健康推進課地域医療係

〒386-0012

長野県上田市中央6-5-39

電話 0268-28-7123

FAX 0268-23-5119

E-mail kenko@city.ueda.nagano.jp